

# (案)

令和3年 月 日

マンション所有者またはマンション管理者の皆様へ

堺市北区長

台風や大雨による災害時の避難行動に関する啓発チラシの掲示について（お願い）

平素は、本市政の推進にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、全国各地では、台風や大雨による災害が多発しており、命を守るための事前の備えや早めの避難行動が重要となっています。

一方、新型コロナウイルス感染症への感染をおそれ、市が開設する避難所への避難をためらう方もいらっしゃいます。このような状況下では、お住まいのマンションで安全が確保できる場合は、ご自宅で安全を確保することも有効な避難行動となります。

このたび、皆様の適切な避難行動につなげていただけるように啓発チラシを作成しましたので、貴施設内掲示板等への掲示にご協力いただきますようお願いいたします。

## 【チラシの送付対象について】

建築基準法に基づき本市へ定期報告のあった、床面積2,000㎡以上で昭和56年6月1日以降（新耐震基準）に建てられたマンションに対し、ご協力をお願いしています。

問 合 わ せ 先	
(在宅避難について) 危機管理室 TEL (072) 228-7605 (直通) FAX (072) 222-7339	(チラシの掲示について) 北区役所企画総務課 TEL (072) 258-6706 (直通) FAX (072) 258-6817